

平成26年度

山陽小野田市地域包括支援センター
事業計画
(案)

【地域包括支援センターの事業内容】

（１）包括的支援事業

① 介護予防ケアマネジメント業務

二次予防事業対象者が要介護状態等になることを予防するため、その心身の状況等に応じて、対象者自らの選択に基づき、適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な援助を行うこと。

② 総合相談支援業務

高齢者の総合的な相談に応じ、訪問等により実態を把握し、必要なサービス等につなぐこと。地域に、総合的、重層的なサービスネットワークを構築すること。

③ 権利擁護業務

地域で安心して尊厳ある生活を行うことができるよう、虐待や消費者被害の防止、判断能力を欠く常況にある人の支援など、高齢者の権利擁護に努めること。

④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者に対し包括的・継続的なサービスが提供されるよう、地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制の構築を支援すること。

（２）多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

包括的支援事業を効果的に実施するためには、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会的資源が有機的に連携することができる環境整備を行うこと

（３）指定介護予防支援

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、予防給付に関するケアマネジメント業務を行う。

【山陽小野田市地域包括支援センター運営方針】

（１）安心して生活できる福祉の街づくり

「市民ひとり一人が健康で安心して暮らすことが出来る豊かな山陽小野田市」を目指し、関係諸機関と連携を取りながら、地域における様々なネットワークを構築していきます。

(2) 介護予防の推進

高齢者が要介護状態になることを出来る限り防ぎ、要介護状態になっても状態がそれ以上に悪化しないようにするために、一貫性・連続性のある総合的介護予防システムの確立を目指します。

(3) 総合相談支援体制の確立

高齢者だけでなく、障がい者や精神疾患患者、虐待等、多様な問題に対応できる総合的な相談支援体制の確立を、関係部署と連携を取りながら目指していきます。

(4) 認知症高齢者に対する総合的な施策の推進

認知症に対する正しい理解を促進するための普及啓発と、早期の段階から適切なサービスに結びつけるための体制作りを促進していきます。

【職員体制】

○人員体制 所長 1 名 職員 14 名（兼務 1 名、サブセンター 5 名、臨時 2 名）

*ただし、臨時 1 名は高齢介護者実態調査事業の為に半年契約での雇用

社会福祉士	保健師等	主任ケアマネジャー	その他
2 名	2 名	7 名（4 名）	4 名（1 名）

() 内はサブセンター配置（内数 平成 26 年 3 月 27 日現在）

○サブセンター職員派遣先

小野田赤十字在宅介護支援センター

おのだ在宅介護支援センター

高千帆苑在宅介護支援センター

山陽在宅介護支援センター

サンライフ山陽在宅介護支援センター

【平成26年度事業計画】

(1)包括的支援事業

①介護予防ケアマネジメント業務

○介護予防ケアマネジメント業務

二次予防事業対象者が要介護状態等になることを予防するため、その心身の状況等に応じて、対象者自らの選択に基づき、介護予防事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な援助を行います。

また、二次予防事業対象者把握事業の結果を活用し、生活機能の低下が考えられる高齢者に対し積極的な関わりを行い、介護予防事業につなげていきます。

平成26年度 二次予防事業ケアプラン作成予定者数 50件(目標値)

*第5期の計画では目標値を181件としておりますが、平成25年度の実績を勘案し、目標値を変更しました。

○地域支援事業の推進

要支援状態になる前からの介護予防を推進するために、地域における二次予防事業の基盤整備を行うにあたり、二次予防事業等に向けたニーズ把握を行うと共に、予防事業周知方法の工夫を行い、参加率の向上を目指していきます。

また、関係部局とも連携をとりながら、多角的な方向から、介護予防に資する事業を展開していけるように仕掛けづくりを行っていきます。

また、介護予防普及啓発等の一次予防事業の充実を図るとともに、市の福祉サービス利用者のサービス調整も実施していきます。

介護予防サービス計画(市の福祉サービス利用者)作成予定数 : 400件/年

介護予防に関する普及啓発の為に教室・講座など開催予定回数 : 12回/年

②総合相談支援業務 ③権利擁護業務

○総合相談業務体制の確立

高齢者に対するワンストップサービスの拠点として、相談業務の窓口としての体制を強化していきます。また、地域に存在する見守り体制との連携を強化し、支援が必要な方の相談が地域包括支援センターに入ってくるような仕組みづくりと普及啓発を行うとともに、積極的に地域に出向き、実態把握に力を入れていきます。また、二次予防事業対象者把握事業において基本チェックリスト未回収者リストやサービス未利用者リスト等を用い、自ら相談してくることが困難な高齢者の把握などを行っていきます。

実態把握予定件数 : 2,500件 / 年

○高齢者の権利擁護と虐待への対応体制の確立

○成年後見制度の活用支援等

虐待相談対応窓口としての周知に力を入れるとともに、虐待に対する普及啓発を行っていきます。また、虐待に対し、早期にスムーズな対応が可能となるような仕組みづくりに努めます。(資料2-1参照)

また、消費生活センター等とも協力しながら、高齢者の消費者被害防止に努めるとともに、消費者被害や成年後見制度などに関する相談に、法律の専門家も交え包括的に対応できる体制づくりを行っていきます。

④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 その他

○包括的・継続的ケアマネジメント支援体制の構築

・包括的・継続的ケアマネジメントの体制構築

医療機関他関係諸機関との連携を図り、ケアマネジャーが業務しやすい環境を整えます。その一つとして、現在実施している、三師会・介護支援専門員合同勉強会やサービス事業所も交えた合同研修会なども継続して開催していきます。

また、今後法制度的な位置づけも検討されている「地域ケア会議」の在り方を、より目的に即したものとなるよう見直しをかけるとともに、地域における福祉サービスのあり方を多職種で検討し、地域包括ケアシステム構築体制を強化していけるようにしていきます。

地域ケア会議の開催(全体会議:4回、事例検討部会:8回開催。個別会議:随時)

医師会・歯科医師会・薬剤師会・介護支援専門員合同勉強会の開催

薬剤師・介護サービス事業所等合同研修会の開催

・介護支援専門員に対する個別支援

ケアマネジャーへの情報提供・連絡調整などを目的とした「ケアマネジャー連絡会」やケアプラン作成技術の向上に向けた勉強会の後方支援を行うとともに、地域ケア会議において、アセスメント能力向上に向けた事例検討を継続的に実施します。そのような取り組みを通し、ケアマネジャーと多職種との連携を意図的に強化させる役割を担っていきます。

また、介護予防プランへの助言を通し、ケアマネジャー個々のアセスメント能力向上に向けた支援を行うと同時に、処遇困難事例等の相談窓口として地域包括支援センターを位置づけていきます。

ケアマネジャー連絡会(年12回開催予定)

ケアマネジャー研修会(年1回開催予定)

山陽小野田市介護支援専門員連絡協議会理事会参加(年6回予定)

・ケアプラン作成指導等を通じたケアマネジメントの指導

介護給付適正化委員会によるケアプランチェックを実施し、保険の適正利用チェックと同時に、利用者により良いサービスが提供されるよう、ケアマネジャーのアセスメント視点に対する助言を行っていきます。

介護給付適正化委員会(年 3 回開催予定)

○地域におけるネットワークの構築

退院情報システムの継続稼働や地域連携パスの活用とともに、各種関係機関とのネットワークを構築し、多種多様化する地域の諸問題に取り組んでいきます。また、地域における様々な見守り体制を把握し、有機的な連携がとれるよう試みるとともに、民生委員、福祉員、自治会長等とのネットワーク強化に努め、高齢者虐待防止ネットワーク等、地域に根付いたシステム作りを行っていきます。

宇部・小野田地域医療連携推進協議会(脳卒中部会)への参加
同協議会(大腿骨近位部骨折部会)への参加

随時
随時

○認知症高齢者に対する総合的な施策の推進

増加する認知症高齢者に対応していくために、認知症についての普及啓発や早期発見・早期対応の仕組みづくり、認知症高齢者の心身の状況に応じた適切なサービスの提供や家族介護者の負担軽減のための支援を行います。

また、市内の認知症キャラバン・メイトとともに、認知症サポーター養成講座を積極的に開催し「認知症になっても地域で暮らせる山陽小野田市」を目指すべく、認知症理解に向けた啓発に力を入れていきます。(資料2-2参照)

○介護予防サービス提供事業所への支援

現在実施されている、訪問介護事業所連絡会に対する支援を行っていきます。また、介護サービス提供事業者への情報提供を行います。

訪問介護事業所連絡会(年 4 回開催予定)

○職員の質の向上に向けた取り組み

住民によりよいサービス提供を行うためには、職員がよりよい相談支援業務を行えることが必要です。その為、職員1人1人の質の向上を目指し、OJTやOff-JTを積極的に取り入れていきます。また、主任介護支援専門員に必要とされているスーパービジョンの能力を高めるために、定期的な研修を行います。

(2) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

包括的支援事業を効果的に実施するために、様々な職種や社会資源が有機的に連携することができる環境整備を行うために、④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務に関する取り組みなどを通して、「地域包括支援ネットワークの構築」を行っていきます。

<参考>

「地域包括支援センターの設置運営について」平成24年3月31日付け厚生労働省老健局介護保険計画課・振興課・老人保健課長連名通知より

① 地域ケア会議の目的

ア 個別ケースの支援内容の検討を通じた

(i) 高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築

(ii) 地域の介護支援専門員の、法の理念に基づいた高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援

(iii) 個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握

イ その他地域の実情に応じて必要と認められる事項

② 地域ケア会議の構成員

上記①の会議の目的に応じ、行政職員、センター職員、介護サービス事業者、医療関係者、民生委員等の中から、出席者を調整する。

(3) 指定介護予防支援

要支援者に対し、自立支援に向けた介護予防ケアプランを作成すると同時に、利用者に不利益が生じないように、委託事業所に対するチェック機能を強化していきます。

平成26年度 予防給付ケアプラン作成予定者数550件／月

(うち、委託予定者数130件／月)

委託予定事業所 … 資料2-3参照

高齢者の権利擁護と虐待への対応体制の確立

1 「虐待」「虐待の早期発見の必要性」及び「虐待の相談窓口」についての普及啓発

地域を把握しやすい立場にある関係者を中心に普及啓発活動を展開していくと同時に、継続して広報活動を行います。

- 1) 介護支援専門員に向けた研修会の実施の計画
- 2) 市広報等を通じた啓発
- 3) 施設に対する、研修機会確保の促し

2 虐待の早期発見に対する取り組み

ケアマネジャー等福祉関係者及び民生児童委員等に向け「虐待の疑いチェックシート」の継続利用を促します。

3 高齢者虐待防止ネットワークの構築

高齢者虐待防止法に基づく虐待を発見した際に、早期にスムーズな対応が可能となるような、対応手順や客観的判断が出来るような各種チェックシートの活用を推進します。また、関係者による「高齢者虐待防止ネットワーク」の構築に取り組みます。

4 成年後見制度や権利擁護について総合的な相談に応じられる体制づくり

弁護士や司法書士などの法律の専門職との連携強化を図るとともに、システム的な動きが取れるような仕組みづくりを行い、住民や福祉関係者の相談に対し、包括的な対応がとれる体制を構築を目指します。

また、住民に対して活用できる「相談窓口一覧表」の作成や、成年後見市長申立の必要性を客観的に判断できる基準等を作成していきます。

認知症高齢者に対する総合的な施策の推進

■ 普及啓発の推進（認知症の人への理解を深めてもらう）

- 認知症サポーター養成講座開催に向けた取組み
 - ◇小中学生及びその保護者に向けた普及啓発
 - ◇各種ネットワーク作りを通しての普及啓発
 - ◇事業所に向けた普及啓発

***認知症サポーター養成者数(目標値) 400名**

- 「認知症に優しい事業所」登録事業の推進

***認知症に優しい事業所登録数(目標値) 10事業所(新規登録)**

- 認知症講演会の開催

■ 予防対策の推進

- 認知症予防教室の開催（自治会等小単位2カ所で開催予定）
- 認知症スクリーニング検査（ファイブ・コグ検査）
- 物忘れ予防サポーターの育成及び活動支援
 - 物忘れ予防サポーターレベルアップ研修の開催
 - 自治会等における自主活動支援
 - ふれあいサロンにおける出前講座（音読の実施に向けて）★
- 介護予防型デイサービスにおける音読の実施

■ 相談体制の整備

- 相談窓口としての地域包括支援センターのPR
- 「認知症に優しい事業所」との連携による相談体制の強化

■ 各ステージに応じた施策の推進

- 二次予防事業対象者把握事業等の活用により、認知症リスクの高い高齢者を早期に介護予防事業や介護保険サービス、適切な医療等につなげていく。
- 見守り・支援ネットワークに向けた取組み
- 認知症ケアパス策定に向けた実態把握★

■ 本人・家族への支援と地域づくり

- 介護者支援
 - 介護者の集いへのオブザーバー参加
 - 認知症カフェ実施に向けた支援
- 介護から予防まで認知症ケアに関わる様々な人のネットワーク（認知症予防支援ネットワーク（仮称））の構築（★）
- 介護保険施設との連絡体制の強化（徘徊の保護や介護者の急病等、緊急体制の整備）★

■ 若年性認知症対策

□ 若年性認知症対応事例の積み上げ

現在のサービス体制では十分な支援が行えないことが多い現状の中、各担当者が問題点や課題、アプローチ等を事例ごとにまとめ、今後に活かせるノウハウを積み上げていく。